

高架下等の有効活用の実施について

1 趣旨

まちづくりや賑わい創出等の観点から、道路空間のうち、直接には通行の用に供していない高架下及び道路予定区域等（以下、「高架下等」という。）について、企画提案方式による占用主体の公募を実施し、民間のアイデアと活力を取り入れ、占用許可による有効活用を図ります。

2 背景

(1) 有効活用の推進と要件の緩和

平成21年1月に国土交通省より「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」の通知があり、高架下等の有効活用の推進と高架下の占用主体の要件緩和が示され、道路空間の有効活用を推進する環境が整いました。

○平成 21 年 1 月国土交通省通知（抜粋）

1 有効活用の推進について

高架下等は、直接には通行の用に供していない道路空間であり、まちづくりや賑わい創出等の観点から、有効活用を推進すべきである。

2 高架下の占用主体の要件

道路構造物の日常的な点検を的確に行うことができる者

(2) 資産活用と財源確保の推進

財源確保策として、資産の有効活用を全庁的に促進するため、総務局が平成22年3月に「横浜市資産活用基本方針」を策定し、その中で保有不動産を資産と捉え、その有効活用を総合的に推進するとしています。

○横浜市資産活用基本方針

普通財産だけでなく、行政財産の余裕部分の貸付けを推進する。

3 実施方法

(1) 高架下等利用計画検討会の設置

国土交通省通知では、高架下等の空間の利用方法の決定にあたっては、公平性、中立性を確保しつつ、

- ①都市計画、周辺の土地利用状況等との調和の観点
- ②まちづくりや賑わい創出等の観点
- ③公共性、公益性等の観点

などから総合的に判断するため、学識経験者等で構成する検討会を設置することとされています。

